

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

川内川 水害に強い地域づくりの更なる推進のための
取組方針

平成２８年６月１０日

川内川水防災意識社会再構築協議会

薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市
鹿児島県、宮崎県、気象庁、国土交通省九州地方整備局

1. はじめに

川内川の流域は、東西に長く帯状を呈しており、全川を通じて盆地と狭窄部が交互に繋がる階段状の縦断形状をなしており、洪水流が吐けにくく、地理的に梅雨期に降雨が集中しやすいことなどから、過去に幾度となく洪水被害を受けている。

特に平成 18 年 7 月洪水では、上流のえびの市から下流の薩摩川内市にかけて全川にわたり盆地・平地部で被害が発生し、浸水面積約 2,800ha、浸水家屋約 2,400 戸に及ぶ甚大な被害をもたらしたことを受け、同年より、河川激甚災害対策特別緊急事業や鶴田ダム再開発事業等のハード対策とともに、防災・減災に関するソフト対策として、「川内川水害に強い地域づくりアクションプログラム」を関係者連携のもと、流域一体となって推進してきた。

「川内川水害に強い地域づくりアクションプログラム」では、①H18 年 7 月洪水を教訓として、適切な防災情報の送受信と共有、安全な避難行動の実現、②地域コミュニティとその防災力の向上、③水害にあいにくい暮らし方、土地利用規制への理解、④安心して暮らせる地域づくりのための基盤整備を目的に 19 項目 37 分類の取組を市町、県、国が連携して取り組んできた。このアクションプログラムを中心にその後の取組も含め、防災意識の向上という面で一定の成果を上げてはいるが、10 年の歳月による水害の記憶の風化が懸念されている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、平成 27 年 10 月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

川内川流域では、平成 18 年 7 月洪水により甚大な被害を被ったものの、国管理河川における堤防の決壊は発生していない。近年、全国各地で頻発している施設能力を超える洪水のように、堤防が決壊していれば、さらなる激甚な災害となっていた恐れがある。

このような背景を踏まえ、川内川において、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備えるため、沿川 3 市 2 町（薩摩川内市、さつま町、伊佐市、湧水町、えびの市）、鹿児島県、宮崎県、鹿児島地方气象台、宮崎地方气象台、九州地方整備局川内川河川事務所、鶴田ダム管理所からなる「川内川水防災意識社会再構築協議会」（以下、「協議会」という。）を平成 28 年 3 月 18 日に設立した。

この協議会では、これまで取り組んできたアクションプログラムの現状と課題について再確認し、川内川において、より水害に強い地域づくりを推進するため、住民の安全に責任を有する市町とそれを支える防災関係機関がそれぞれ又は連携して概ね 5 年間で取り組む事項を、本取組方針（新川内川アクションプログラム）としてとりまとめたものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおり。

構成機関	構成員
薩摩川内市	市長
さつま町	町長
伊佐市	市長
湧水町	町長
えびの市	市長
鹿児島県	土木部長
〃	危機管理局長
宮崎県	河川課長
〃	危機管理局長
気象庁	鹿児島地方気象台長
〃	宮崎地方気象台長
九州地方整備局	川内川河川事務所長
〃	鶴田ダム管理所長

3. 川内川の概要と主な課題

(1) 川内川の概要

川内川は幹川流路延長 137km、流域面積 1,600km²の一級河川であり、その流域は東西に長く帯状を呈し、えびの市、湧水町、伊佐市、さつま町及び薩摩川内市の市街地を中心とする平地部とその間の狭窄部が交互に繋がる階段状の縦断形状をなしている。このように急勾配と緩勾配が交互に現れる形状となっていることから、洪水流が吐けにくく、盆地や平野部において氾濫しやすいという地形的特徴がある。

また、平均年間降水量は約 2,800mm と全国平均の約 1.6 倍と多く、特に上流の霧島山系においては約 4,000mm を超える多雨地域となっており、降雨の月別特性としては、梅雨期の 6 月から 7 月にかけての降雨量が多くなっている。

このような地形的特徴及び気候特性を背景に、昭和 46 年、47 年、平成元年、5 年、17 年、18 年と古くから多くの洪水に見舞われており、特に平成 18 年 7 月洪水では川内川の上流から下流に至る 3 市 2 町で甚大な被害を被った。このため川内川では流域全体としてバランスを考慮しつつ治水安全度を向上させるとともに、住民の防災意識向上などのソフト対策の取組も重要である。

(2) 平成 18 年 7 月洪水の概要

川内川流域では、梅雨前線の活動が活発化し、平成 18 年 7 月 19 日から 23 日にかけて、薩摩地方北部を中心に記録的な大雨となり、18 日の降り始めからの総雨量は多いところで 1,000mm を超え、流域内の 25 雨量観測所中 20 観測所でこれまでの最大雨量(総雨量)を超える雨量を記録した。一方、流域内の水位観測所では 15 観測所中 11 観測所で、観測史上最高水位を記録した。

この記録的な豪雨により、死者 2 名、家屋全半壊・流失 32 戸、床上浸水 1,816 戸、床下浸水 499 戸、浸水面積 2,777ha という甚大な被害となった。

(3) 平成 18 年 7 月洪水における課題

平成 18 年 7 月洪水後に実施した住民へのアンケート調査及び自治体へのヒアリング調査結果等を受け、本水害におけるソフト面の課題(①避難計画の課題、②水害の危険性に関する認識不足、③洪水時の情報提供・伝達の不足、④避難勧告・指示発令の遅れ、⑤水防・救助体制の課題)が抽出された。

平成18年7月洪水時の課題（ソフト面）	
1. 避難計画の課題	<ul style="list-style-type: none"> ①洪水ハザードマップの作成・利用が不十分 ②自主防災組織の水害時活動が不十分 ③災害時要配慮者の避難対策が不十分 ④指定避難所利用率の低さ ⑤徒歩避難を前提とした避難計画と自動車利用の多い避難実態の不整合 ⑥避難所・避難経路の浸水 ⑦住民が災害時にとるべき行動の認識不足 ⑧避難路分断による地域の孤立化
2. 水害の危険性に関する認識不足	<ul style="list-style-type: none"> ①避難行動に結びつかない住民の誤ったリスク判断 ②わかりにくい防災用語と住民の理解不足 ③浸水常襲地区での宅地開発
3. 洪水時の情報提供及び伝達の不足	<ul style="list-style-type: none"> ①収集した情報の的確な活用がなされなかった ②リアルタイムで入手しやすい情報となっていない ③住民への情報伝達が不十分
4. 避難勧告・指示発令の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ①発令基準が明確でないことによる避難情報発令の遅延 ②発令判断に資する情報不足
5. 水防・救助体制の課題	<ul style="list-style-type: none"> ①水防・救助用資機材不足 ②水防、救助活動における二次災害の危険性 ③水害時を想定した水防、救助の訓練不足

※平成18年水害対応アクションプログラム策定時に抽出した課題に一部加筆・修正

このような川内川流域における流域の地理的要件や平成18年7月洪水の課題及びその取組状況を踏まえ、「川内川水害に強い地域づくり」を更に進めて行く必要がある。

4. 川内川 水害に強い地域づくり推進のための取組と新たな課題

(1) 平成18年7月洪水後の取組

平成18年7月洪水を受け、これまでのハード対策だけでは地域住民の安全・安心を確保することが難しいことを再認識し、学識者、住民代表、マスコミ等からなる「川内川水系水害に強い地域づくり委員会」を設置し、今後取り組むソフト対策の基本方針に係る提言をいただいた。さらに、本提言に基づく取組を効果的・効率的に進めるため、市町、県、河川管理者等からなる「川内川水害に強い地域づくり推進協議会」を設置し、構成機関が役割分担の下に実施するソフト対策を明記した「アクションプログラム（具体的対策）」を策定し、取組を推進してきた。

また、平成18年7月洪水以降に全国で発生した水害を教訓として、アクションプログラム以降も新たな取組にも着手してきた。

平成 18 年 7 月洪水を受け、再度災害防止を図るため、国が管理する川内川をはじめ鹿児島県及び宮崎県が管理する支川において、平成 18 年 10 月に河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）が採択され、川内川の外水氾濫による家屋浸水被害の軽減を目標に、河道掘削、築堤輪中堤及び分水路開削等のハード整備を行うとともに、平成 19 年度から鶴田ダムの洪水調節容量を最大 75,000 千 m³ から最大 98,000 千 m³（約 1.3 倍）に増やす事業を実施している。また、上下流バランスを考慮した治水安全度向上のため、阿波井堰の改築により流下能力の向上を図る整備を行った。

（2）地域住民の防災に対する意識調査からの課題

1）調査の目的

平成 18 年 7 月洪水直後に、地域住民の防災意識を把握するためのアンケート調査が実施されており、平成 26 年度に以下の目的で、再度、アンケート調査を実施した。

- ・水害後 8 年かつ激特事業（ハード対策）完了から 3 年を経た地域住民の防災意識の変化を把握。
- ・ソフト対策の地域への浸透度を把握。

2）アンケート調査結果からの課題

- ・約半数の方が防災意識は高まったと回答。
- ・ハザードマップを見ている人の割合は若干増えたが、未だ 5 割以上の方が観たことがない。
- ・自主防災組織への参加に関する問いに対しては、積極的に参加する人は若干増えた（3 割程度）ものの、周囲の状況によっては参加するが積極的な行動はとらない人が 4 割と変わらず。
- ・住民の防災意識は高まっているものの、自ら積極的に行動を起こすには至っていない状況にある。

（3）平成 18 年 7 月水害対応アクションプログラムとそれ以降の取組の現状と課題

平成 18 年 7 月洪水を受けて策定した 19 項目 37 分類のアクションプログラムに基づき、流域一体でソフト対策を実施してきた。また、実施と併せて関係機関による定期的なフォローアップを実施率を用いて進捗管理することで、進捗状況を共有し、着実に取組の実現を図ることができた。施策自体が策定から 10 年経つことも踏まえ、現時点での見直しが必要である。また、防災意識の向上など、継続して取り組む必要のある施策が十分評価出来ていない点も課題である。

さらに、平成 18 年 7 月洪水時に最も被害の大きかったさつま町、鹿児島大学と連携して学習指導要領に則した「水防災河川学習プログラム」を作成し、教育現場での水防災教育にも取り組んできた。その取組は一定の成果を上げてきたものの、実施が一部の現場に限られていたため、さらなる実施の拡大を図る必要がある。

また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害をはじめとして近年、各地で堤防決壊による甚大な水害が発生していることから、これまで取り組んできたアクションプログラムを再評価し、堤防決壊によるリスクの周知、避難の在り方や防災情報の収集、リスク情報の共有等の視点からさらに見直し、住民の安全に責任を有する市町とそれを支

援する防災関係機関が体系的にソフト対策を推進し、川内川流域においてこれまで以上に水害に強い地域づくりを推進するための取組状況と課題について検証し、整理した結果を以下に示す。

◇平成18年7月水害対応アクションプログラムとそれ以降の取組の現状と課題

平成18年7月洪水時の課題	◇アクションプログラム 取組状況(H28.5時点) □アクションプログラム以降の取組 ●課題	項目番号 課題番号
1. 避難計画の課題	<p>◇アクションプログラムの取組状況</p> <p>①洪水ハザードマップの作成支援(計画規模) ・全市町で、平成19年度までに作成・公表済み。その後、適宜見直しを実施</p> <p>②避難計画・施策の再構築 ・全市町で避難所の追加等、見直しを実施済み。併せて避難経路に案内表示板設置済み(まるごとまちごとハザードマップ)</p> <p>③災害時要配慮者避難対策の立案 ・全市町で立案済み</p> <p>④水害時住民行動マニュアルの作成 ・全市町で作成済み</p> <p>⑤地域孤立化防止対策の検討 ・全市町で立案済み</p> <p>□アクションプログラム以降の取組</p> <p>○避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定 ・さつま町、薩摩川内市で策定済み</p> <p>○洪水浸水想定区域図・氾濫シミュレーションの公表 ・計画規模降雨に対しては公表済み。想定最大規模降雨による公表</p> <p>●課題</p> <p>①-1洪水ハザードマップを知らない、見たことがない人が、未だ多数存在する。</p> <p>①-2公表している洪水ハザードマップ以上の水害は起こらないと思われる</p> <p>①-3洪水ハザードマップが避難行動に結びついていないおそれがある</p> <p>②③④⑤避難計画等について、想定最大規模の洪水浸水想定区域・氾濫シミュレーションを踏まえたものになっていない</p> <p>・タイムラインについては、2市町で策定しており、3市町で未策定。</p> <p>・観測記録を更新するような洪水が頻発しており、堤防決壊による近年の洪水被害を踏まえると、住民の安全で迅速な避難が確保できないおそれがある</p>	<p>ア1</p> <p>ア2</p> <p>ア3</p> <p>ア4</p> <p>ア5</p> <p>以降1</p> <p>以降2</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p> <p>E</p> <p>F</p>

「ア」アクションプログラム番号、「以降」アクションプログラム以降の取組番号、「A～T」課題番号 ※以下、同じ。

<p>2. 水害の危険性に関する認識不足</p>	<p>◇アクションプログラムの取組状況</p> <p>①水害危険性の認識向上・防災用語等の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町にて、出前講座や防災訓練(避難訓練)を実施 <p>②浸水地区の土地利用規制等の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薩摩川内市、さつま町及びえびの市では災害危険区域(土地利用規制)を指定。 <p>□アクションプログラム以降の取組</p> <p>○小学校における水防災河川学習の実施(教育課程に位置付けて授業を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年度からさつま町で実施 <p>●課題</p> <p>①防災訓練(避難訓練)は、一部の地域では継続的に実施されているところもあるが、市町全域での広い取り組みとはなっていない。</p> <p>②浸水頻度の高い場所の開発が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の防災意識は高まっているものの、自ら積極的に行動するまでには達していない ・水防災河川学習については、1町で実施中。1市において、H28年度に試行授業を実施予定。その他の市町においては未実施。 	<p>ア6</p> <p>ア7</p> <p>以降3</p> <p>G</p> <p>H</p> <p>I</p> <p>J</p>
<p>3. 洪水時の情報提供及び伝達の不足</p>	<p>◇アクションプログラムの取組状況内容</p> <p>①わかりやすく精度の高い情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町、県、河川事務所で各HPに防災情報(早よ見やん川内川)を掲載するとともに、川内川河川事務所で橋梁等に河川水位の危険度レベルを表示 ・全市町において、防災無線を整備(薩摩川内市では各戸に個別受信機を設置) ・各市町、県、河川事務所でマスコミとの災害時放送協定を締結。また、マスコミと勉強会を実施(鹿児島県、宮崎県及び川内川河川事務所)。 <p>②地区コミュニティの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・自主防災組織等で防災訓練を実施 <p>③水防情報の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町、県、川内川河川事務所で各HPに防災情報を掲載 <p>□アクションプログラム以降の取組</p> <p>○伊佐市災害情報メール、さつま町安全安心メール等自治体からの防災情報の配信</p> <p>○地域FMである「FMさつまさんだい」から災害時に情報を発信(薩摩川内市と防災協定を締結)</p>	<p>ア8</p> <p>ア9</p> <p>ア10</p> <p>以降4</p> <p>以降5</p>

	<p>●課題</p> <p>①③地域毎のきめ細やかな情報が発信されていない。また発信している防災情報について住民の避難行動につながっていない懸念がある</p> <p>①-2大雨の時には防災無線からの情報が聞こえない(情報が伝達されない)。</p>	<p>K</p> <p>L</p>
<p>4. 避難勧告・指示発令の遅れ</p>	<p>◇アクションプログラムの取組状況</p> <p>①避難準備情報・勧告・指示の発令基準の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町で、避難勧告を判断する水位を「避難判断水位」に統一。 <p>②収集情報の発令判断への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者から市町長への助言の仕組み(ホットライン)の強化 ・河川映像等の共有化整備 <p>●課題</p> <p>①避難勧告の発令基準が旧基準のままである。</p> <p>また、堤防決壊を伴う大規模水害時には、行政が混乱し、適切な避難勧告・避難指示が発令されない恐れがある</p> <p>②堤防決壊を伴う大規模水害時には、情報が錯綜し、必要な情報が伝わらない恐れがある</p>	<p>ア11</p> <p>ア12</p> <p>M</p> <p>N</p>
<p>5. 水防・救助体制の課題</p>	<p>◇アクションプログラムの取組状況</p> <p>①水防資機材の備蓄・効率的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町、県及び川内川河川事務所において備蓄を実施 ・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結 ・市町と川内川河川事務所間で、大規模災害時の応援に関する協定書を締結 <p>②重要水防箇所の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内川河川事務所から市町及び県へ重要水防箇所の情報を提供 ・各市町の地域防災計画書及び各県の水防計画書に掲載 ・毎年、水防演習にて水防工法の訓練を実施 <p>③ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町、県においてボランティアの受け入れ体制やマニュアル等を確立 ・川内川河川事務所において、協力業者と災害時等の応急対策に関する基本協定を締結 	<p>ア13</p> <p>ア14</p> <p>ア15</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町、県と業界団体で災害時協定締結済み ④消防署員等との連携による各家庭での浸水軽減活動の実施 ・消防職員等のアドバイスの下、自治会・自主防災組織単位で、防災訓練を実施 	ア16
	<ul style="list-style-type: none"> □アクションプログラム以降の取組 (下記事項については毎年実施) ○水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 ○水防団等の関係機関が参加する洪水に対しリスクが高い箇所の共同点検(合同巡視) ○水防協力団体の募集・指定の促進 ○排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備 ○排水機場や樋門・樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施 	以降6 以降7 以降8 以降9 以降10
	<ul style="list-style-type: none"> ●課題 ・水防団員や水閘門等操作員の高齢化、なり手不足、若手不足等 ・水害時に防災の中核である行政庁舎や排水機場が浸水により機能停止のおそれがある。 ・水害後の早期復興に向けた連携体制を構築できないおそれがある 	O P Q

◇河川管理施設の現状と課題

堤防等河川管理施設の現状	<p>◇河川管理施設の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年7月洪水後に実施した激特事業により同規模の洪水に対して、河川の氾濫水による家屋被害を解消。 ・平成19年度から鶴田ダムの洪水調節容量を最大75,000千m³から最大98,000千m³(約1.3倍)に増やす事業を実施中。 ・治水安全度向上のため、阿波井堰を可動化する整備を行い、平成27年度末に完成。 <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年7月洪水と同規模の洪水に対して、計画高水位を超過する箇所があり、洪水を安全に流すことができない状況。 ・九州南部特有のシラスにより堤防を築造していることもあり、河川水等の浸透により堤防が崩壊するおそれがある。 ・川内川の地質は、九州南部特有のシラスであるため、河川の多くの箇所河床低下が生じており、洪水により河川管理施設が被災するおそれがある。 	R S T
--------------	---	-------------

5. 減災のための目標

川内川に甚大な被害をもたらした平成18年7月洪水から10年目を節目として、「施設で守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、本協議会の各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

■5年間で達成すべき目標

住民自らが避難行動をとり、地域の活力を支えることができる
「川内川水害に強い地域づくり」を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、平成18年水害対応アクションプログラムの再確認・見直しを行い、以下の項目の取り組みを実施する。

- ①住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための迅速かつ的確な防災情報の提供と、水防災学習・教育の推進
- ②川内川の特徴を踏まえた安全かつ迅速な避難、着実な水防活動を行うための取組
- ③大規模出水時において、社会経済への影響を最小限に抑え地域社会を支えるための取組

6. 新川内川アクションプログラムの取組（概ね5年間で実施する取組）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築、川内川水害に強い地域づくりの実現に向け、本協議会の各構成員が取り組む「新川内川アクションプログラム」の主な内容は以下のとおりである。

特に、川内川流域は東西に長く帯状を呈し、盆地と狭窄部が交互に繋がる縦断形状をしており、盆地では一度浸水すると、浸水深が大きくなることから、きめ細やかな情報収集と住民自らが早期の避難行動をとるための対策を重点的に実施する必要がある。

(1) ハード対策の主な取組

堤防等河川管理施設は整備途上であり、上下流バランスを考慮した治水安全度向上が必要である。また、盆地部と狭窄部が連続する地形的な特徴から各地点におけるきめ細やかな情報を収集・発信することにより、適切な避難行動等に資することが求められている。このためのハード対策として、洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策及びCCTVカメラ等避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備を実施する。

主な取組項目	項目番号 課題番号	目標時期	実施機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・堤防整備、河道掘削 ・河床低下対策 ・堤防の質的対策 ・鶴田ダム再開発事業	R T S R	平成28年度から 実施 引き続き実施	川内川河川事務所 鹿児島県 宮崎県 川内川河川事務所
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護、法尻補強等	R	平成28年度から 実施	川内川河川事務所
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備 ・ <u>住民の主体的な避難行動や市町長の適切な避難命令発令に資するCCTVカメラ等の整備及びHP等での情報提供の拡充</u> ・住民に確実に情報を伝えるための防災行政無線の拡充や多様な情報提供手段の整備 ・防災拠点機能を維持するための行政庁舎や排水施設及び自家発電設備等の耐水化 ・洪水氾濫による被害の軽減・円滑な避難行動及び着実な水防活動等に資する施設整備	ア8、K ア8、L P F	平成28・29年度 <u>に実施</u> 平成28年度から 順次検討実施 平成28年度から 順次検討実施 平成28年度から 順次実施	川内川河川事務所 3市2町 協議会構成機関 協議会構成機関

(2) ソフト対策の主な取組

川内川は上流から下流にかけて、盆地部と狭窄部が連続する地形的な特徴を有しており、洪水が吐けにくく浸水しやすいことから、全川に渡って高い水害リスクを有している。施設整備で対応できないような大洪水が発生した場合には、住民自らが主体的な避難行動をとり、住民の安全に責任を有する市町が住民の安全な避難を図り、関係機関が連携して被害の最小化を図る必要がある。

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・実施機関については以下のとおりである。

① 住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための取組

住民、企業による避難行動・情報収集に資する情報発信等の不足や、住民自らの避難行動に繋がる防災意識向上が必要であることから、水防災教育、水害リスクの共有・周知など、以下の取組を実施する。

主な取組項目	項目番号 課題番号	目標時期	実施機関
<p>■災害リスク、情報伝達等に関する事項</p> <p>◇新たな取組や拡充等に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 ・避難計画等について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を踏まえた確認を行い、必要に応じて見直し ・上記を踏まえたハザードマップの作成（見直し） ・ハザードマップや避難計画の見直し等を踏まえ、まるごとまちごとハザードマップを拡充 ・気象情報の発信内容（危険度の色分け等、水害時の情報入手のしやすさをサポート）の改善 ・市町等による災害に係る情報提供メール配信サービスの整備 ・地域FM等を活用した災害時の情報発信 ・HP等にて発信している防災情報の充実 ・災害時のマスコミとの災害時放送協定未締結社との締結 	以降2、K	平成28年度	川内川河川事務所
	ア2、D、K	平成28年度から順次実施	3市2町
	ア1、B、C K	平成28年度から順次検討実施	3市2町
	ア2、K	平成28年度から順次検討実施	3市2町
	以降10 K	平成29年度から実施	鹿児島地方気象台 宮崎地方気象台
	以降4、K	平成28年度から順次実施	3市2町
	以降5、K	平成28年度から順次検討実施	3市2町
	ア8、10 K	引き続き実施	協議会構成機関
ア8、10 K	平成28年度から順次実施	協議会構成機関	

<p>■ 平時からの地域住民等への周知・教育・訓練等に関する事項</p> <p>◇ 新たな取組や拡充等に着手</p> <p>・ <u>自ら判断して避難することができる人材育成を目的とした小学校における水防災河川学習の推進（学習指導要領に則した小1～小6の水防災教育とそれをきっかけとした家庭内・地域における防災意識向上）</u></p> <p>・ 新九州川標プロジェクトによる住民自らの避難行動に資するためのリスク情報の共有と、河川協力団体による地域住民を対象とした水防災学習会の開催</p> <p>・ 水害後の早期の復興に向けた、行政、学識者、住民、NPO及び企業等の連携</p>	<p>以降3 A、I、J</p> <p>以降11 A、I、K</p> <p>以降12 Q</p>	<p><u>引き続き実施</u> <u>平成28年度から順次実施</u></p> <p>平成28年度から順次実施</p> <p>平成28年度から順次検討実施</p>	<p><u>さつま町</u> <u>薩摩川内市、伊佐市</u> <u>湧水町、えびの市</u> <u>川内川河川事務所</u></p> <p>協議会構成機関 (河川協力団体)</p> <p>協議会構成機関</p>
<p>◇ これまでの取組を引き続き実施</p> <p>・ 国・県による出前講座の実施</p> <p>・ 自治会、自主防災組織等の単位での市町による地域防災講座開催、地域防災訓練(避難訓練)の実施</p> <p>・ マスコミとの勉強会を実施</p>	<p>ア6、A ア6、9 16、G、I</p> <p>ア8 K、N</p>	<p>引き続き実施 引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>協議会構成機関 3市2町</p> <p>鹿児島県、宮崎県 川内川河川事務所 鶴田ダム管理所</p>

②安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組

市町長が住民避難に際して適切な判断を行い、住民の安全な避難を図ることが必要であることから、適切な避難誘導、水防体制の強化に関する取組を実施する。

主な取組項目	項目番号 課題番号	目標時期	実施機関
<p>■ 適切な避難誘導に関する事項</p> <p>◇ 新たな取組や拡充等に着手</p> <p>・ 盆地と狭窄部が交互に繋がる地形を踏まえ、氾濫形態にも考慮した、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成</p> <p>・ タイムラインを用いた訓練及び見直し</p> <p>・ 河川管理者及び気象台から市町長への助言体制(ホットライン)の強化</p> <p>・ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改訂を踏まえた適切な避難勧告・避難指示発令に向けた取組</p> <p>・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を考慮し、災害時要配慮者支援計画、水害時住民行動マニュアル及び地域孤立化防止対策について確認を行い、必要に応じて見直し</p>	<p>以降1、E N</p> <p>以降1、E N ア12、N</p> <p>ア11、 M、N</p> <p>ア3、4、5 F</p>	<p>平成28年度</p> <p>平成28年度から実施 引き続き実施</p> <p>平成28年度から順次検討実施</p> <p>平成28年度から順次検討実施</p>	<p>伊佐市、湧水町、えびの市 川内川河川事務所</p> <p>3市2町 川内川河川事務所 3市2町、鶴田ダム管理所 川内川河川事務所 鹿児島・宮崎地方気象台 3市2町</p> <p>3市2町 鹿児島県、宮崎県</p>

◇これまでの取組を引き続き実施 ・トップセミナーの開催	新13、N	引き続き実施	協議会構成機関
■水防体制の強化に関する事項 ◇新たな取組や拡充等に着手 ・水防協力団体の募集・指定の促進	新7、O	平成28年度から 順次実施	3市2町
◇これまでの取組を引き続き実施 ・水防資機材の備蓄・効率的活用 ・重要水防箇所の情報提供及び地域防災 計画書、水防計画書へ掲載 ・ボランティアの受け入れ体制、業界団体 等との協力体制の確立 ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達 訓練の実施 ・水防団等の関係機関が参加する洪水に 対しリスクが高い箇所の共同点検(合同 巡視) ・水防訓練・演習の実施	ア13 ア14 ア15 以降6 ア14 ア6	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	3市2町 鹿児島県、宮崎県 川内川河川事務所 鶴田ダム管理所 協議会構成機関 協議会構成機関

③地域社会を支えるための取組

施設では守りきれない大規模出水時において、社会経済への影響を最小限に抑える必要があるため、土地利用規制や排水等に関する取組を実施する。

主な取組項目	項目番号 課題番号	目標時期	実施機関
◇新たな取組や拡充に着手 ・大規模出水時における緊急排水計画 の策定 ・鶴田ダムにおいて、危機管理型運用に ついて検討	以降14 Q 以降16 R	平成28年度から 順次検討実施 平成28年度から 順次検討実施	3市2町 川内川河川事務所 鶴田ダム管理所 川内川河川事務所
◇これまでの取組を引き続き実施 ・浸水頻度の高い場所の災害危険区域 (土地利用規制)指定促進 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整 備及び確認 ・排水機場や樋門・樋管等の点検、試運 転、操作訓練等の実施 ・大規模災害を前提とした復旧対応演習 の実施	ア7、H 以降8、P Q 以降9、P Q 以降15 Q	平成28年度から 順次実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	さつま町 3市2町 川内川河川事務所 3市2町 川内川河川事務所 鹿児島県、宮崎県 川内川河川事務所

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要であり、取組状況等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。

H18水害対応アクションプログラムと新たな取組の現状と課題

平成18年7月洪水時の課題 (ソフト)	H18水害対応アクションプログラム ・新たな取組	アクション プログラム 施策番号	薩摩川内市	さつま町	伊佐市	湧水町	えびの市	鹿児島県	宮崎県	鹿児島地方気象台 宮崎地方気象台	川内川河川事務所	
1. 避難計画の不備	①洪水ハザードマップの作成支援	1	【H25.2までの取組】 ・平成18年5月公表済み 【H25.2からの取組】 ・平成24年5月(見直し版)公表 【課題及び今後の取組・方向性】 ・平成29年度に更新予定	・平成18年4月公表済み	【H25.2までの取組】 ・平成20年3月公表済み 【H25.2からの取組】 ・平成25年3月に見直し版作成 【課題及び今後の取組・方向性】 ・平成28年度中に更新予定	【H25.2までの取組】 ・平成19年9月公表済み 【課題及び今後の取組・方向性】 ・平成28年5月見直し版の公表	・平成20年3月公表済み	-	-	-	・必要なデータ等提供支援	
	②避難計画・施策の再構築	2	【H25.2までの取組】 ・浸水想定区域内避難所を整理 ・避難所への案内表示板設置 ・避難所変更に伴う対応	・高台に避難所を追加 ・避難所への案内表示板設置	・福祉避難所を追加 ・避難所への案内表示板設置	【H25.2までの取組】 ・浸水区域外避難所を追加 ・避難所への案内表示板設置 【H25.2からの取組】 ・避難所の見直しを実施	・浸水区域内避難所を除外 ・主要な避難所は表示済み ・避難経路は確認済み	-	-	-	・必要なデータ等提供支援	
	③災害時要配慮者避難対策の立案	3	【H25.2までの取組】 ・平成21年度に災害時要配慮者支援計画(全体計画)を策定し、登録を随時更新 【課題及び今後の取組・方向性】 ・登録の促進	・災害時要配慮者避難支援計画は策定済みであり、随時更新。	【H25.2からの取組】 ・地域福祉支援システムの導入	・災害時要配慮者の個別計画の作成を進める中でシステムを導入し、一元的な管理を行う	【H25.2までの取組】 ・要援護者台帳に基づき災害時要援護者と協力員などとの関係を表示した「防災マップ」づくりを展開 【H25.2からの取組】 ・地域福祉推進会議で支援体制の構築を実施 【課題及び今後の取組・方向性】 ・毎年見直しを行い、自治会長等のあり方について検討	-	-	-	-	
	④水害時住民行動マニュアルの作成	4	【H25.2までの取組】 ・マニュアル等を作成し、取り組みを実施中	・マニュアル等を作成し、取り組みを実施中	・マニュアル等を作成し、取り組みを実施中	・マニュアル等を作成し、取り組みを実施中	【H25.2までの取組】 ・マニュアル等を作成し、取り組みを実施中 【H25.2からの取組】 ・水害時に限らず、自主防災組織としての役割について防災講座等を通じて学習会を開催 【課題及び今後の取組・方向性】 ・地区毎に地区防災計画を検討	-	-	-	-	-
	⑤地域孤立化防止対策の検討	5	【H25.2までの取組】 ・伝達手段確保、水防資機材確保等の対策を確立	(孤立地域なし)	・伝達手段確保、水防資機材確保等の対策を確立	・伝達手段確保、水防資機材確保及び吉松PAとの接続等の対策を確立	【H25.2までの取組】 ・伝達手段確保、水防資機材確保等の対策を確立 【H25.2からの取組】 ・伝達手段として緊急通報サービスを実施。水防資機材は確保済み 【課題及び今後の取組・方向性】 ・土砂災害警戒区域内に居住する住民の緊急通報サービス登録	・孤立化集落対策マニュアルを作成	-	-	・衛星携帯電話の整備を補助	-
	◆避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定	新たな取組	① 1 1	・平成27年度に策定済み	・平成25年度に策定済み	・未策定	・未策定	・未策定	-	-	-	・薩摩川内市、さつま町と共同で策定済み ・伊佐市、湧水町及びえびの市と調整し、H28に策定予定。
◆洪水浸水想定区域図・氾濫シミュレーションの公表	新たな取組	① 1 1	-	-	-	-	-	-	-	-	・平成28年6月公表予定	
2. 水害の危険性に関する認識不足	①水害危険性の認識向上・防災用語等の習得	6	【H25.2までの取組】 ・出前講座の実施や防災訓練等を継続的に実施 【H25.2からの取組】 ・総合防災訓練、自治会・自主防災組織ごとの講座・訓練の実施	・出前講座の実施や防災訓練、防災研修会等を継続的に実施	【H25.2までの取組】 ・出前講座の実施や防災訓練等を継続的に実施 【H25.2からの取組】 ・年に1回の防災訓練	・出前講座の実施や防災訓練等を継続的に実施 ・各組織で取り組んでいる	【H25.2までの取組】 ・出前講座の実施や防災訓練等を継続的に実施 【課題及び今後の取組・方向性】 ・自治会毎に地域防災について検討を行い、地区防災計画に結び付けていく ・防災講座、避難訓練等について、複数の自治会での共同開催を提唱	【H25.2までの取組】 ・出前講座の実施や県総合防災訓練等を継続的に実施 【H25.2からの取組】 ・出前講座等の実施 ・防災士を活用した地域防災力向上事業の実施 【課題及び今後の取組・方向性】 ・教材等の開発を行い、関係機関との調整を進める ・地域の防災士の活用 ・自主防災組織の資機材購入補助(市町村への補助) ・自治会・自主防災組織への防災講座等の実施	・出前講座の実施や防災訓練への参加等を継続的に実施	-	・出前講座の実施や水防訓練等を継続的に実施	
	②浸水地区の土地利用規制等の検討等	7	【H25.2までの取組】 ・輪中堤整備箇所(1箇所)で、災害危険区域を指定 【課題及び今後の取組・方向性】 ・地域指定をしていない中で、宅地の嵩上げ等に対する支援	・輪中堤整備箇所(1箇所)で、災害危険区域を指定 ・その他1地区を、災害危険区域として指定予定	-	-	【H25.2までの取組】 ・輪中堤整備箇所、災害危険区域を指定 【課題及び今後の取組・方向性】 ・地域指定をしていない中で、宅地の嵩上げ等に対する支援	-	-	-	必要なデータ等提供支援	
	◆小学校における水防河川学習の実施(正規授業にて実施)	新たな取組	① 1 2	・平成28年度から試行授業を実施	・平成24年度から試行授業、H26年度から全小学校で実施。	・未実施	・未実施	・未実施	-	-	-	・各市町の取り組みを支援
3. 洪水時の情報提供・伝達の不足	①わかりやすく精度の高い情報提供	8	① 1 1 ・HPに防災情報を掲載 ・防災無線のデジタル化、個別受信機の設置(H21-H25)	・HPに防災情報を掲載 ・防災無線の整備	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・防災無線の整備 【H25.2からの取組】 ・データ放送に掲載(防災情報)・HP	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・防災無線の整備 【H25.2からの取組】 ・防災メール等活用	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・防災無線の整備 【H25.2からの取組】 ・HPの防災情報の更新 【課題及び今後の取組・方向性】 ・HPの防災情報の内容の充実	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・河川情報システム、土砂災害発生予測システムを整備 【H25.2からの取組】 ・両システムを統合し、新たに河川砂防情報システムを整備。(H27.4供用開始)	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・雨量河川水位情報を発信 【課題及び今後の取組・方向性】 ・既存施設の適切な保守管理に努め、欠測のない信頼性のある情報提供を行う	・HPに防災情報を掲載	・HPと携帯電話に防災情報を掲載: 早よ見やん川内川 ・河川水位の危険度レベルを表示	
	②	① 1 1 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結 【課題及び今後の取組・方向性】 ・マスコミへの情報一元化の構築	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結 【課題及び今後の取組・方向性】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結 【課題及び今後の取組・方向性】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結 【課題及び今後の取組・方向性】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結 【課題及び今後の取組・方向性】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	【H25.2までの取組】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結 【課題及び今後の取組・方向性】 ・マスコミとの災害時放送協定を締結	-	・マスコミとの災害時放送協定を締結 ・マスコミとの勉強会を実施	

H18水害対応アクションプログラムと新たな取組の現状と課題

平成18年7月洪水時の課題 (ソフト)	H18水害対応アクションプログラム ・新たな取組	アクション プログラム 施策番号	薩摩川内市	さつま町	伊佐市	湧水町	えびの市	鹿児島県	宮崎県	鹿児島地方気象台 宮崎地方気象台	川内川河川事務所	
3. 洪水時の情報提供・伝達の不足	②地区コミュニティの活用	9	① 1 2 ・自主防災組織単位で防災訓練を実施	・自主防災組織単位で防災訓練を実施	・自主防災組織単位で防災訓練を実施	・自主防災組織単位で防災訓練を実施	・自主防災組織単位で防災訓練を実施	—	—	—	—	
	③水防情報の一元化	10	① 1 ・HPに防災情報を掲載	・HPに防災情報を掲載	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 【H25.2からの取組】 データ放送に掲載(防災情報)・HP	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 【H25.2からの取組】 防災メール等活用	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 【H25.2からの取組】 HPの防災情報の更新 【課題及び今後の取組・方向性】 ・HPの防災情報の内容の充実	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・河川情報システム、土砂災害発生予測システムを整備 【H25.2からの取組】 両システムを統合し、新たに河川砂防情報システムを整備。(H27.4供用開始)	【H25.2までの取組】 ・HPに防災情報を掲載 ・雨量河川水位情報を発信 【課題及び今後の取組・方向性】 ・引き続き既存施設の適切な保守管理に努め、欠測のない信頼性のある情報提供を行っていく	・HPに防災情報を掲載	・HPと携帯電話に防災情報を掲載・早よ見やん川内川	
4. 避難勧告・指示発令の遅れ	①避難準備情報・勧告・指示の発令基準の統一	11	① 1 ・避難勧告を判断する水位を「避難判断水位」で統一済み	・避難勧告を判断する水位を「避難判断水位」で統一済み	・避難勧告を判断する水位を「避難判断水位」で統一済み	・避難勧告を判断する水位を「避難判断水位」で統一済み	【H25.2までの取組】 ・避難勧告を判断する水位を「避難判断水位」で統一済み 【H25.2からの取組】 ・早めの情報連絡本部の設置 【課題及び今後の取組・方向性】 ・早めの情報提供と、昼間の避難準備情報等の発令	—	—	—	—	
	②収集情報の発令判断への活用	12	① 1 ・河川管理者から市長への助言(ホットライン)の強化 【H25.2からの取組】 ・演習、水防担当者同士のホットライン ・河川映像等の共有整備完了 ・タイムライン作成、リエゾン受入れ	・河川管理者から町長への助言(ホットライン)の強化 ・河川映像等の共有化整備済み	・河川管理者から市長への助言(ホットライン)の強化 ・河川映像等の共有化整備済み	・河川管理者から町長への助言(ホットライン)の強化 ・河川映像等の共有化整備済み	・河川管理者から市長への助言(ホットライン)の強化 ・河川映像等の共有化整備済み	—	—	—	・河川管理者から市町長への助言(ホットライン)強化 ・河川映像等の共有化整備済み	
5. 水防・救助体制の不備	①水防資機材の備蓄・効率的活用	13	② ・水防資機材の十分な備蓄を実施 ・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結	・水防資機材の十分な備蓄を実施 ・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結	・水防資機材の十分な備蓄を実施 ・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結	・水防資機材の十分な備蓄を実施 ・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結 ・備蓄補充検討	【H25.2までの取組】 ・水防資機材の十分な備蓄を実施 ・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結 【H25.2からの取組】 ・宮崎県南部地域大規模災害連携協定による支援の確立 【課題及び今後の取組・方向性】 ・年次計画により必要な資機材の確保 ・支援要請等に係るマニュアル等の検討	・県及び市町間の災害時相互応援協定を締結	—	—	・水防資機材の十分な備蓄を実施 ・市町と大規模災害時の応援に関する協定書を締結	
	②重要水防箇所の情報提供	14	② ・地域防災計画書に掲載 ・水防演習にて水防工法の訓練を実施 ・合同巡視を継続的に実施	・地域防災計画書に掲載 ・水防演習にて水防工法の訓練を実施 ・合同巡視を継続的に実施	・地域防災計画書に掲載 ・水防演習にて水防工法の訓練を実施 ・合同巡視を継続的に実施	・地域防災計画書に掲載 ・水防演習にて水防工法の訓練を実施 ・合同巡視を継続的に実施	【H25.2までの取組】 ・地域防災計画書に掲載 ・水防演習にて水防工法の訓練を実施 ・合同巡視を継続的に実施 【H25.2からの取組】 地域防災計画書、市のHP 【課題及び今後の取組・方向性】 市のHP、広報誌等による周知	【H25.2までの取組】 ・水防計画書に掲載 ・合同巡視を継続的に実施 【H25.2からの取組】 毎年「宮崎県水防計画書」の見直し確認を行っている。 【課題及び今後の取組・方向性】 毎年見直し確認の実施。 ・大規模災害を想定した総合防災訓練の実施。	—	—	・県、市町に重要水防箇所の情報を提供 ・水防演習にて水防工法の訓練を実施 ・合同巡視を継続的に実施	
	③ボランティアの受け入れ体制、業界団体との協力体制の確立	15	② ・ボランティアの受け入れ体制確立済み、マニュアル作成済み ・業界団体との災害時協定締結済み	・ボランティアの受け入れ体制確立済み、マニュアル作成済み ・業界団体との災害時協定締結済み	・ボランティアの受け入れ体制確立済み、マニュアル作成済み ・業界団体との災害時協定締結済み	・ボランティアの受け入れ体制確立済み、マニュアル作成済み ・業界団体との災害時協定締結済み	【H25.2までの取組】 ・ボランティアの受け入れ体制確立済み、マニュアル作成済み ・業界団体との災害時協定締結済み 【H25.2からの取組】 ・ボランティアの受け入れ体制については、市社協に対応 【課題及び今後の取組・方向性】 ・各ボランティア団体の把握及び受け入れ体制の構築	・ボランティアの受け入れ体制確立済み、マニュアル作成済み ・業界団体との災害時協定締結済み	—	—	・協力業者と災害時等の応急対策に関する基本協定を締結(毎年公募)	
	④消防職員等との連携による各家庭での浸水軽減活動の実施	16	② ・自主防災組織単位で実施する防災訓練に消防職員等も参画	・自主防災組織単位で実施する防災訓練に消防職員等も参画	・自主防災組織単位で実施する防災訓練に消防職員等も参画	・自主防災組織単位で実施する防災訓練に消防職員等も参画	【H25.2までの取組】 ・自主防災組織単位で実施する防災訓練に消防職員等も参画 【H25.2からの取組】 ・自主防災組織単位で防災講座等の実施 【課題及び今後の取組・方向性】 ・自主防災組織での防災講座等の合同開催を推進	・自主防災組織単位で実施する防災訓練に消防職員等も参画	—	—	—	
	◆水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	新たな取組	② ・確認と伝達訓練を継続的に実施	・確認と伝達訓練を継続的に実施	・確認と伝達訓練を継続的に実施	・確認と伝達訓練を継続的に実施	・水防団及び関係者へは携帯電話(スマホ)のメールにより市からの情報(警戒発令・警戒出動等)を一斉に送信。	—	—	—	—	
	◆水防団等の関係機関が参加する水害リスクが高い箇所の共同点検(合同巡視)	新たな取組	② ・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施	・関係機関参加の下、合同巡視を継続的に実施
	◆水防協力団体の募集・指定の促進	新たな取組	② ・未実施	・未実施	・未実施	・未実施	・未実施	—	—	—	—	—
	◆排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備	新たな取組	③ ・連絡体制整備済み	・連絡体制整備済み	・連絡体制整備済み	・連絡体制整備済み	・連絡体制整備済み	—	—	—	—	・連絡体制整備済み
◆排水機場や樋門・樋管等の点検、試運転、操作訓練等の実施	新たな取組	③ ・点検・試運転及び操作訓練等を継続的に実施	・点検・試運転及び操作訓練等を継続的に実施	・点検・試運転及び操作訓練等を継続的に実施	・点検・試運転及び操作訓練等を継続的に実施	・点検・試運転及び操作訓練等を継続的に実施	—	—	—	—	・点検・試運転及び操作訓練等を継続的に実施	

「川内川水害に強い地域づくり」推進のための取り組み方針(案)における 減災対策(概ね5年間で実施)の項目分類

①住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための取り組み ①-1 情報伝達、避難計画等	②安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取り組み ①-2 平時からの地域住民等への周知・教育・訓練	③地域社会を支えるための取り組み
--	--	------------------

